

今後の樹木採取権設定に関する方針について

基本形の樹木採取区についての取組

基本形の樹木採取区を 全国10か所で指定

(区域面積200~300ha (皆伐相当)
権利期間10年程度)

10か所の樹木採取区のうち8か所で権利設定(令和4年10月現在)。

2か所*については、製材工場の新・増設等、直近に地域で具体的な需要の増加がみられなかったことが申請のなかった大きな要因(①)。

10か所の樹木採取区の指定に当たっては、年次統計の推移から素材生産量が増加傾向にある地域を選定

*再公募でも申請がなかったことから指定を解除する方向。

▶ 樹木採取権者からの主な意見

- ・ 新規雇用や重機購入により作業班を増やす予定
- ・ 樹木採取権の設定を契機に造林事業にも取り組む予定
- ・ 安定的な事業地確保ができるのが大きな利点で、連携する川中事業者も安定的な原料調達が見込めるとの反応
⇒ 事業者の育成はもとより国産材のサプライチェーンの強化にも寄与(①)

▶ 事業者アンケート

説明会に参加した事業者からは、

- ・ 期間が「ちょうどいい」との回答が6割、「長い」との回答が4割(最初の公募で申請のなかった4地域では「長い」との回答が6割)(③)
- ・ 申請を見合わせた理由として「事業の実施体制を組むことが困難」が6割弱(③)

大規模・長期間の樹木採取区についての取組

大規模・長期間の樹木採取区の指定を検討するため、3回のマーケットサウンディングを実施

3回目のマーケットサウンディングで継続案件とする提案があった。

3回のマーケットサウンディングでは、

- ・ 担当者のアイデアベースの構想から事業地を取得済みの構想まで多様な検討段階のものがあった(②)
- ・ 大規模な構想を持つ川中事業者と地域の川上事業者との連携が難航し構想の具体化まで至らなかったものがあった。(③)

<継続案件>

▶ 新しい木質資材を製造するための大型工場を新設する構想

提案者 : 住宅関連業者
進捗 : 技術試験中。事業地を取得済。2025年後半から稼働開始予定
権利期間 : 20年程度(加工機械の耐用年数を考慮)
原木消費 : 30万m³/年程度

方針のポイント

基本形

① 基本形の樹木採取区の指定手続に マーケットサウンディングを導入

資源状況等を踏まえ、樹木採取区が指定可能な森林計画区をあらかじめ公表。その上で、指定に当たって、計画区ごとの計画編成時期にあわせて経常的にマーケットサウンディングを実施し、製材工場の新・増設等の需要を確認。

大規模・長期間

② マーケットサウンディングの確認項目を事前に公表

大規模・長期間に係るマーケットサウンディングについては、常時提案を受け付け、ニーズを把握。大規模な構想は、具体化に向けた検討や準備に一定期間を要することから、確認する項目を事前に公表し、進捗状況に応じた円滑な提案を促進。

大規模・長期間

基本形

③ 樹木採取区の複数・同時指定方式等 を導入

大規模需要への対応として、隣接する森林計画区等を含め、地域の川上事業者が対応可能な規模の樹木採取区を複数、同時に指定することで、川上事業者と川中事業者との連携を容易に。

一方、事業者アンケートによると、地域によっては、短い期間のものが適当との声が大きかったことから、①で得られた情報も踏まえつつ、より権利期間の短い樹木採取区を指定すること等についても検討。